

第6回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年2月21日
 告示番号 第2号
 会議年月日 平成31年2月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 岩 渕 道 明
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主 任 千 葉 東

本日の案件 第6回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時31分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第6回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでありますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 佐藤 繁 委員、13番 鈴木 初男 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります 「報告第11号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。
農地専門委員長	第2回農地専門委員会の協議に関する概要を報告いたします。 また、農地パトロールや意向調査の結果、下限面積の設定につ

いては、後ほど事務局より説明いたします。

1 開催日時、平成31年2月18日、月曜日、14時から15時30分、開催場所、川崎農村環境改善センター1階、生活改善研修室、出席者は私ほか農地専門委員9名、事務局 小野寺局長、岩淵局長補佐、千葉主任です。

4 議題は、報告（1）農地パトロール（利用状況調査）の結果について、協議（1）荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、（2）農業委員会が定める別段の面積（下限面積）についてでありました。

5 報告事項は、平成30年度に行った農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告がありました。

一関地域では舞川・弥栄地区の有効活用調査で遊休農地と判断された農地を、一関地域以外は前年以前の未調査の農地を中心に延べ27日間、延べ111人で調査を行い、調査面積は191.7ha、調査筆数は1,434筆となり、また、A分類（再生可能）及びB分類（復元困難）と判断した農地に対してそれぞれ利用意向調査を行い、その内容について報告がありました。

6 協議事項は、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、別紙「非農地判定予定農地一覧」により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて多数決により決定されました。

また、荒廃農地調査で回答がない農地のリストを作成配布し、今後の農地パトロール等で活用することとなりました。

農業委員会が定める別段の面積（下限面積）については、事務局で調査した経営面積別世帯数・面積によると、昨年と同様に一関地域の農業者数だけが40a未満で40%を超えており、市全体では40a未満の農業者数が40%を下回っている状況であることから、一関地域については、下限面積の引下げは可能との説明がありました。

また、県内での下限面積の設定状況や家庭菜園的な農業をやってみたい人もいるので、引下げが可能であれば遊休農地等の対策として引下げの検討もしたほうがいいのかという意見がありました。

このようなことを踏まえ、今後は1年間かけて勉強や検討をしていくこととなりました。

なお、平成31年度は現状どおり、50aの下限面積で決定となり

議 長 議 長 議 長 農政専門委員長	<p>ました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>以上で「報告第11号」の説明を終わります。</p> <p>この際、ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>なければ、報告第11号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「報告第12号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。</p> <p>それでは、私のほうから報告させていただきます。</p> <p>去る2月13日、川崎農村環境改善センターにおいて、第3回農政専門委員会を開催し、平成31年度農作業標準賃金（案）について、農政専門委員8名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>協議の内容はお手元の結果報告書のとおりです。</p> <p>農政専門委員会に先立ち、2月1日には一関市農業委員会農作業標準賃金審議会が開催され、人力の部については、人力作業を日額200円引上げ6,500円、時間額では810円とし、オペレーターは据え置きとすること、機械の部は据え置きを基本とし、10月1日から消費税率の10%への引上げが予定されていることから、消費税率8%と10%それぞれを含む金額を表示することとする原案が了承されたほか、色彩選別に調整梱包を含む項目を追加してほしいとの要望があり、新たに標準額を設定することとなりました。</p> <p>第3回農政専門委員会の協議の中では、人力の部に対しては人力作業を上げたものの、まだ他作業には及ばず、同程度にしないと人が集まらないとの意見がありました。</p> <p>機械の部では、農業機械を移動する際の運搬料を設定すること、標準額には人件費が含まれていることを表示する必要があることなどの意見がありました。</p> <p>協議の結果として、人力作業の引上げは原案どおりとし、今後他産業に近づけるべく検討することとしました。</p> <p>機械の部については、人件費が含まれていることを明記すること、調整梱包を含む色彩選別については調整の項目に追加すること、機械の運搬料の設定は来年度に向けた課題とすることということで意見を集約いたしました。</p>
--------------------------------------	---

議

長

この協議により調整した平成31年度農作業標準賃金表案につきましては、本日、議案第46号として審議いただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で「報告第12号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第12号の質疑を終わります。

「報告第13号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

それでは、4ページをお開き願ひます。

報告第13号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

5ページをお開き願ひます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成31年2月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第17号までの17件、17名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書とその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「報告第13号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 議	長 長	<p>なければ、報告第13号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「報告第14号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>それでは、10ページをお開き願います。</p> <p>報告第14号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。</p> <p>このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、7筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。</p> <p>なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知しております。</p> <p>届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分3件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第14号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第14号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分取消願に対する可否について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>11ページをご覧願います。</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分取消願に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可処分取消願出書の提出があったので、可否について決定を求めるものであります。</p> <p>本申請は、平成30年10月26日指令第3-3-21号により、申請地の一部について農地法第3条第1項による許可を決定していたものですが、今回、申請地の一部でなく全部について、農地法第3</p>

議 長
議 長
議 長
議 長
議 長
局 長

条第1項による許可を求めるため、許可処分の取消しを求めるものであります。

なお、新たな農地法第3条第1項の申請につきましては、本議案書の15ページ、議案第38号9番の申請となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第37号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場です。

よって、「議案第37号」を可と決します。

次に、「議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

12ページをご覧願います。

議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請5件でございます。

第1号及び第2号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作、管理できない状態にあることから、譲受人が経営安定のため贈与により取得しようとするものであります。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成40年12月31日までの9年10か月となっております。

13ページをご覧願います。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものであります。

14ページをご覧願います。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもの

で、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第6号についてですが、譲受人は今までは作業委託を受けて耕作をしていましたが、これからは所有地として耕作を続けるため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものです。

第9号については、議案第37号で申請地の一部についての農地法第3条第1項の許可決定を取消し、新たに申請土地の全部について許可を申請するものであります。

譲受人は、市の空き家バンクを利用して、空き家と農地を求め市内に移住し、新規に農業経営を始めたいということでありませ

す。
売買金額は、農地以外も含めた金額になりますが、記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請5件でございます。

第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第11号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

17ページをご覧ください。

第12号及び第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

17ページから18ページにかけてであります。第14号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請 2 件でございます。

第15号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものです。

第16号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が菌床椎茸栽培のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成34年2月28日までの3年間で、賃貸借料は記載のとおりとなっております。

19ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請 1 件でございます。

第17号については、譲受人が今まで賃貸借契約で借りていた農地を売買により取得して経営安定を図るものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請 3 件でございます。

第18号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため使用貸借により借受けしようとするものです。

貸借期間は記載のとおり平成40年12月31日までの9年10か月となっております。

20ページをご覧ください。

第19号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作、管理できない状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

なお、譲渡人は未成年者ですが、親権者である母親の同意を得て売買を行うものであります。

第20号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものであります。

最後に、藤沢地域に係る申請 4 件でございます。

20ページから21ページにかけてであります。第21号及び第22号については、譲渡人が高齢あるいは遠方に居住しているなど、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第23号については、譲渡人が遠方に居住しているため労力不足の状態にあることから、譲受人に贈与し、耕作、管理をお願いしようとするものです。

	<p>22ページ及び23ページをご覧ください。</p> <p>第24号については、譲渡人である法人は、現在営農を休止しており、近い将来解散する予定であるため、その整理として譲受人が経営規模拡大のため売買により取得し、引き続き耕作するものです。</p> <p>売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、24件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で「議案第38号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果及び補足の説明がある場合は、併せてお願いいたします。</p>
<p>6 番 佐藤徹委員</p>	<p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第3条、一関地域の現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、平成31年2月13日、水曜日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 阿部委員、同じく最適化推進委員 遠藤委員、事務局職員 小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任です。</p> <p>報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>2 番 渋谷皓委員</p>	<p>以上で終わります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>花泉地域の農地法第3条現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、平成31年2月12日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 渋谷、農地利用最適化推進委員 及川、同じく 佐藤、支所職員 藤江産業経済課主任主事です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告内容、第6号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございます。</p>

21番
畠山潔委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年2月12日、火曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 石川、私 畠山、農地利用最適化推進委員
武田、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 熊谷産業経済課主任
主事、以上5名です。

報告内容、第7号から第9号について、別紙現地調査書のとおり
現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的
な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思
われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番
佐藤繁委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成31年2月12日、火曜日、午後1時30分より行
いました。

現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤
委員、渡邊委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 畠山産業
経済課主査です。

報告内容、第10号から第14号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認により調査しました結果、効率的な利用
が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
す。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

13番
鈴木初男委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年2月12日、火曜日、午前9時半より、現
地調査員 農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉、渡
辺、支所職員 渡邊産業経済課課長補佐です。

報告内容、第15号から第16号について、別紙現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず
れも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問
題ないと判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4番
千葉綾雄委員

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、報告いたします。

調査日は31年2月12日、火曜日、午後1時30分より行いました。

現地調査員として農業委員 千葉、最適化推進委員 熊谷、岩淵、支所職員として土屋産業経済課主任主事の4名で行いました。

報告内容、第17号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。

報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番
遠藤勝幸委員

農地法第3条現地調査報告書、川崎地域です。

調査日、平成31年2月12日、午前9時から、現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 高橋、小野寺、支所からは菅原産業経済課課長補佐です。

報告内容、第18号から第20号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

10番
佐藤和威治委員

藤沢地域の現地調査報告書でございます。

調査月日につきましては2月12日、午後1時半からでございます。

調査員といたしまして農業委員 佐藤、畠山農業委員でございます。

農地利用最適化推進委員 伊藤委員、事務局職員といたしまして千葉主任、支所職員が佐藤産業経済課主事でございます。

報告内容でございますけれども、第21号から第24号につきまして、農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議長

以上、報告いたします。
ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

なお、第21号について19番 佐々木 栄一 委員が農業委員会等に関する法律第31条1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

質問ございませんか。

11番

20ページの19番でございます。

石川誠司委員

この未成年者というのは15歳ですけれども、今、選挙権は18歳以上となりましたけれども、この件に関して、何歳になれば未成年者ではなくなるのかと、18歳なのか、20歳なのか、そのところを参考までにお聞きします。

議長

千葉主任より説明をいたさせます。

千葉主任

この案件につきまして、法務局の水沢支局のほうに当職が電話をしてお尋ねしました。

そうしましたら、法務局の方は、未成年者が単独で契約するということはあり得ないというのがまず一番先の回答でございました。

ですから、今の石川委員の話ですと、20歳になるまでという回答になるかというように思います。

以上でございます。

議長

よろしゅうございますか。

11番

選挙権は18歳以上となったようでございますが、その兼ね合いはどうだったのか知りたいわけです。

石川誠司委員

20歳と理解してよろしゅうございますか。

千葉主任

はい。

議長

ほかにございませんか。

10番

参考までにお聞きしたいのですけれども、先ほどの専決処分と、相続の5番の関係で若干お聞きします。

佐藤和威治委員

先ほどの専決処分の1番について、相続をした中に117-1という地番があったわけですが、3条の5番のほうは117-5というようなことで、先ほどの相続の際には出てきていない地番ですけれども、これは別個に取得をしてあったものでしょうかというのを若干お尋ねしたいと思います。

というのは、後に117-1ということで後の議案の中に出てきて、今度はそちらの面積は相続をした面積よりも割に小さい面積

局長 補佐

で記載されています。

そして、それらを足しても、当初の相続した面積にならないというようになっているので、参考までにお聞きします。

それでは、お答えさせていただきます。

5ページの1番の117-1については、このとおりの番地で相続したのですが、その後、3条のほうで117-5とありますけれども、これは相続後に分筆登記をしたということでございます。

117-1が畑1,452㎡で相続してございますけれども、3条のほうの売買の際にはこの117-1を分筆登記しまして、面積が973㎡ということになっております。

それで、117-5ということの売買をしたということになります。

10番

佐藤和威治委員

そうすると、次の議案の中で25ページの2番で、まだですけれども、117-1という面積が499㎡というような面積がでてきました。

何を言いたいかという、今審議している中の5番の中では973㎡、お話のように分筆をしたと、ただし、117-1について、最初の相続した面積よりも、14ページと25ページを足しますと面積がふえています。

その辺を確認したくてお聞きしております。

議

長

議案調整のため暫時休憩します。

(午後2時42分 休憩)

(午後2時49分 再開)

議

長

再開をいたします。

局長 補佐

まず、初めの相続の際については、国土調査の面積、実際に登記されている面積で相続をしたということで、そのときには1,452㎡ということでしたが、分筆する際に実測しまして、それで117-1が499㎡になり、117-5については973㎡になったということでございます。

それで、その結果、1,472㎡ということになっておりますけれども、これについては登記されている面積でございますので、大丈夫でございます。

議

長

実測の結果、20㎡ふえたという結論でございます。

あり得ることですけれども、私からも申し上げますが、測量技術の進歩によって若干は誤差が出るのですが、鉛筆の太さでも変わるのだそうです。

面積が大きくなればなるほどこのような誤差が生じるということをお含みおきいただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を第21号を除き可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第38号」を第21号を除き可と決します。

議 長 次に、第21号について審議いたします。

佐々木 栄一 委員は退室願います。

(午後2時17分 退室)

議 長 審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、第21号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第38号」、第21号を可と決します。

佐々木 栄一 委員は入室願います。

(午後2時18分 入室)

議 長 佐々木 栄一 委員に申し上げます。

「議案第38号」、第21号は可と決しました。

議 長 次に、「議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 24ページをお開き願います。

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提

出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は3件で、一関地域が2件、千厩地域が1件です。

第1号は、貸し駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の工業地域に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

第2号は、太陽光発電パネルの設置及び駐車場の整備をしたものの追認申請でございます。

申請者は、平成26年4月に、農地に入らないように太陽光発電パネル及び駐車場を整備したつもりでしたが、基盤整備事業が入ることになり、改めて測量したところ、農地の中に太陽光パネルの設置及び駐車場の整備をしたことがわかり、今回追認により許可を求めるものでございます。

なお、申請人からは始末書を徴しております。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、太陽光発電パネルを設置したいので、畑2,552㎡のうち1,641㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第39号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から報告をお願いいたします。

6番
佐藤徹委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第4条、一関地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条と同様でございますので、割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約310mの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が宅地、南側が水路、北側が市道となっています。

議 長
12番
佐藤繁委員

申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、申請地は、一関ICから北に約2.7kmの位置にあり、周囲は東側が宅地及び農地、西側が市道、南側が農地、北側が宅地となっています。

申請人が太陽光パネルの設置及び自宅駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
なお、本計画は、平成26年4月に自宅敷地と農地との境界の認識誤りにより整備したことから、追認により許可を求めるとのことでございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR小梨駅から南に約5.7kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が市道及び農地、北側が宅地・農地及び山林となっています。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上、報告します。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

議 長

局 長 補 佐

よって、「議案第39号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

25ページをお開き願います。

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は10件で、一関地域が5件、花泉地域が2件、大東地域が2件、千厩地域が1件でございます。

第1号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、譲受人が建売住宅を分譲したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

26ページをお開き願います。

第4号は、借受人の敷地内にショートステイ用の建物を建築することとなり、重機等が出入りすることから職員駐車場が不足するため一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成32年3月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第5号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして使用したいので、畑462㎡のうち157.3㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、平成31年4月1日から平成31年9月30日までです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するも

のでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第7号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード等として使用したいので、畑543㎡のうち99.93㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年5月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第8号は、譲受人が自家用駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第9号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして使用したいので、畑124,696㎡のうち143㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、平成31年4月1日から平成31年9月30日までです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

28ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第40号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

6 番
佐藤徹委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条、一関地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

第2号、申請地は、JR山ノ目駅から東に約3.6kmの位置にあり、周囲は東・北側が農地、西側が現況公衆用道路、南側が現況市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第3号、申請人が建売分譲を行う計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第4号、申請人が既存の特別養護老人ホームの敷地内に新たにショートステイ用の建物を建築することに伴い、職員駐車場が不足するため、職員駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第5号、申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う資材置場及び作業場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと判断いたしました。

第7号、申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に

議 長

2番
渋谷皓委員

議 長
21番
畠山潔委員

影響はないと判断いたしました。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、大東地域の5条現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員については3条と同じでございますので、割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、大東支所から南西に約800mの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が市道、南側が雑種地、北側が宅地となっております。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。それから、第9号、申請地は大東支所から北西に約13.4kmの位置にあり、周囲は東・南・北側が牧場、西側が市道となっております。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う資材置場及び作業場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はありません。

以上、報告します。

議 長
12番
佐藤繁委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告します。

第10号、申請地は、千厩支所から北西に約900mの位置にあり、周囲は東・西・南側が農地、北側が県道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

以上、報告します。
ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。 審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決していたします。</p> <p>「議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第40号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第41号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>29ページをお開き願います。</p> <p>議案第41号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。</p> <p>本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が室根地域1件でございます。</p> <p>第1号は、平成29年6月12日付けで、本宿の沢(2)筋本宿地区砂防工事の資材置場として利用するため、平成31年3月31日までの期間で一時転用の5条許可があったものでございますが、新たに本宿の沢(2)筋本宿地区溪流保全工工事を受注したため、引き続き工事用道路及び資材置場等として利用したいので転用期間を延長するものでございます。</p> <p>なお、先に受注しました工事については、平成31年3月31日までに完了の見込みでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第41号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決していたします。</p>

「議案第41号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

議長

よって、「議案第41号」を許可相当と決します。

次に、「議案第42号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

30ページをお開き願います。

議案第42号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

32ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が59件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が13件でございます。

初めに利用権貸借ですが、第1号から37ページの第9号までは、一関地域に係る申請でございます。

第10号から55ページの第43号までの34件は、花泉地域に係る申請でございます。

第44号と第45号の2件は、大東地域に係る申請でございます。

第46号は、千厩地域に係る申請でございます。

57ページをお開き願います。

第47号と第48号の2件は、東山地域に係る申請でございます。

第49号から59ページの第53号までの5件は、室根地域に係る申請でございます。

第54号から第57号までの4件は、川崎地域に係る申請でございます。

第58号と61ページの第59号の2件は、藤沢地域に係る申請でございます。

62ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますが、第1号から64ページの第3号までは、花泉地域に係る申請でございます。

第4号と第5号の2件は、室根地域に係る申請でございます。

65ページをお開き願います。

第6号は、藤沢地域に係る申請でございます。

次に農地中間管理機構との貸借で個別案件でございますが、第1号と67ページの第2号は、一関地域に係る申請でございます。

第3号から70ページの第6号までの4件は、花泉地域に係る申請でございます。

第7号は、大東地域に係る申請でございます。

第8号から74ページの第13号までの6件は、室根地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第42号」の説明を終わります。

10番
佐藤和威治委員

審議願います。

議案の可否の中身ではなくて、申請人の方の中に法定相続人という件数が結構出てきております。

いわゆる所有者不明になる要因としてなかなか所有権移転が、相続が進んでいないということが取りざたされていますけれども、こういう申請を受けるときに相続が済んでいない方々に対しての申し入れというか指導とか、そういったものはどのようになっているのでしょうか。

局 長 補 佐

申請を受ける際につきましては、法定相続人の権利ある方々からも押印をいただくようにしてもらって、それで権利ある人、全員からの申請というようなことにしております。

ただ、そのときに相続してくださいとか、そういうようなお話をしているかどうかはわかりませんが、いずれ、相続についてのお話はしているのではないかと思います。

議 長

暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後2時51分 再開)

議 長

再開します。

局長より答弁させます。

局 長

この案件でありますけれども、相続人のうち、持分の2分の1

以上の者の同意を得て利用権が設定できる案件ということでございますので、相続人全員からの同意ということではないということで訂正をしたいと思います。

それで、相続問題については個別の案件でございますので、なかなか登記をされていないといっても、強制的にそれを指示してやってもらうというものでもございませんので、一応そこまでの指導はしていないということであります。

以上です。

議 長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

8 番
松岡千賀子委員

わからないので教えていただきたいのですけれども、再設定とあるのですが、これは、また再度設定して契約というのはわかるのですけれども、なぜ自動更新という形にはならないのでしょうか。

再設定の期間が2年であったり4年であったり10年であったりさまざまですけれども、その再設定の基準とかというのは基本的にはあるのではと思ったので、わからないので教えてください。

局 長 補 佐

基盤法につきましては期限がきたら自動的に返還されるということになっております。

農地法の3条でございますと、期限がきても自動的に返還したということにはならないのですが、この基盤法につきましては期限がくると返還したということになりますので、それで農業委員会のほうでは期限が切れそうになった場合にそのことをご案内して、それで引き続き再設定をしてもらっているという状況でございます。

あとは契約の期間につきましては、特に何年ということについては決まってございません。

両者の間で期間を決めてもらっているという状況になっております。

議 長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第42号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を

		可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
議	長	よって、「議案第42号」を可と決します。
		次に、「議案第43号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		75ページをお開き願います。
		議案第43号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。
		77ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が9件でございます。
		第1号から第4号までは、一関地域に係る申請でございます。
		第5号は、花泉地域に係る申請でございます。
		第6号は、大東地域に係る申請でございます。
		第7号から第9号までの3件につきましては、室根地域に係る申請でございます。
		以上、各申請の内容につきましては記載のとおりでございます。
		また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第43号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第43号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第43号」は可と決します。

議 長 局 長 補 佐	<p>次に、「議案第44号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>80ページをお開き願います。</p> <p>議案第44号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。</p> <p>本議案に係る申請は2件で、東山地域、室根地域それぞれ1件でございます。</p> <p>申請の内容は記載のとおりでございますのでご覧願います。</p> <p>いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長 13番 鈴木初男委員	<p>以上で「議案第44号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。</p> <p>まず、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>東山地域、農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員は第3条と同じなので省略させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、JR陸中松川駅から南東に約2.4kmの位置にあり、周囲は東・南・西側が宅地、北側が農地となっております。</p> <p>平成5年頃から花木を植栽し、一部を道路として利用しており、既に農地性は失われています。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長 4番 千葉綾雄委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>それでは、農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>室根地域です。</p> <p>現地調査日、現地調査員は3条と同様なので割愛させていただきます。</p>

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR新月駅から西に約1.8kmの位置にあり、周囲は東・西・南・北側とも宅地となっております。

昭和55年頃から消防屯所の駐車場として貸しており、既に農地性は失われています。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第44号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長 挙手満場です。

よって、「議案第44号」を可と決します。

議長 次に、「議案第45号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 それでは、議案の説明に入る前に、一番初めに農地専門委員長より報告がありましたけれども、今年の農地パトロールの結果についてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは「議案第45号資料1」と書かれた資料をご覧くださいと思います。

これにつきましては、今年の農地パトロールの結果と、利用意向調査についてまとめたものでございます。

まず初めに、今年の調査日数と参加農業委員数ということでございますけれども、調査日数は全部で27日参加いただいております。

それで、それぞれの実施日につきましては記載のとおりでございますので、ご覧くださいと思います。

また、農業委員の出席委員数ということでございますけれども、延べ111人ということになっております。

それぞれの出席委員数はご覧いただきたいと思います。

また、この際には、各地域で推進会議等を行ったものと考えてございます。

それぞれの地域に任せてございますので、必ずしもこの実施日に行ったものではないと思いますけれども、7月11日に行うということで会議のほうでは話をしております。

それで、ここで川崎の出席委員数がゼロということになってございますけれども、これは7月11日がちょうど現地確認の日と同じであったということでございまして、現地確認のほうで出席したということでございます。

ほかの地域につきましても、転用の現地確認と同じ日に農地パトロールを行っている場合は、その分は少なくなっています。

それから、2の調査実施農地ということでございますけれども、面積にしますと全部で191.7haを昨年は調査したということでございます。

筆数につきましては1,434人、対象となった人数は638人でございます。

各地域ごとに農地パトロールの際に再開、再開可能、復元困難、その他ということで判定してございますけれども、それについてはこの表のほうをご覧いただきたいと思います。

2ページ目のほうに入らせていただきます。

初めに、上のほうにつきましては、利用意向調査の内容について記載しております。

昨年は面積にしますと3.1haが利用意向調査の対象になったということで、筆数にしますと29筆ということでございました。

まだ回答をいただいている方が1筆、1人ございます。

それから、その下の(2)の荒廃農地調査ということでございますけれども、これは非農地につながるものでございますが、面積にしますと全部で93.9ha調査を行っております。

あと、②ということで59.1ha、これにつきましては今後とも管理できないということで回答があった農地で、この分については非農地につながるということになっています。

それから③、④については保全管理や営農の再開をすることで回答いただいております。

あとは回答なしというのが28.6haあるということでございます。

筆数にしますと全部で676筆、人数は353人ということになっています。

3ページになります。

これは今までの荒廃農地の状況ということで、これまでの推移ということになります。

一番下のほうの平成30調査と平成30末とありますけれども、平成30調査の耕作地、A分類、B分類、非農地済みにつきましては、この下に今年度の状況とありますけれども、こちらに記載しております。

今年度の状況の下のH29末は平成30末になりますので、訂正をお願いします。

それで、平成30末につきましては、耕作地に戻った農地の面積が788ha、A分類が49ha、B分類が364ha、非農地判定された農地が1,645haという内容になっています。

それから、下の表につきましては、荒廃農地の一覧表でございますけれども、それに現在登録されている農地が15,005筆あるということ、これには非農地判定が出た農地の分と今までで登録になったものの合計ということになってございます。

次に、「議案第45号資料2」という資料をご覧いただきたいと思えます。

これにつきましては、昨年調査していただいた農地を全て載せてあるということで、それぞれの農地の調査月日、調査したときの判断結果、利用意向調査とか荒廃農地調査の回答を記載しております。

この一番上の具体的な事例解説ということで、それぞれの農地の状況が載っていますので、これはあとから見ていただければと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、資料3ということで、A3判の資料がありますので、ご覧願ひます。

これは昨年、法律というか、運用のほうが変わりまして、非農地決定をする際は総会とか部会を通さなくてもいいということになったようですが、そのときの中間管理機構との事務の流れについて記載してございます。

その変わった関係につきましては、原則として当該調査を行った年内に農地に該当しない旨の判断を行うということ、あとは左端の農地に該当するか否かの判断を行うということ、ここには農

委とありますけれども、この部分が変わっているという状況になっています。

そのほかにつきましては、機構との事務の流れについては同じということですので、これについてもあとでご覧いただければと思います。

それから、資料4と書かれた資料がありますけれども、これにつきましては、先ほどの農地専門委員長の報告もありましたけれども、荒廃農地調査を行いまして、その農地の回答状況を1筆ごとに書いたものでございます。

この右端のほうの2つの項目がその回答状況になってきますけれども、意向というのは先ほどの資料1の2ページの(2)の管理できないということの②ということになってきます。

③と④につきましても、保全管理と営農再開という意味でございますので、それに併せて見ていただければと思います。

それから、回答日につきましては、農業委員会のほうで受付をした日にちということですのでございます。

回答日のないところにつきましては今後に出てくることも考えられますけれども、もし皆さんのほうで何かの機会に該当している方にお会いした際には、声かけ等していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、所在地につきましては来年の農地パトロールの参考ということで、来年も同じ所を見ることがないように使っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で資料の説明のほうは終わらせていただきたいと思います。

それでは、議案のほうに戻りたいと思ひます。

81ページをご覧ください。

議案第45号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断についての議案の内容についてご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものでございます。

この資料につきましては、上のほうに非農地判定予定農地一覧と書かれた資料が配布されていると思ひますが、ここに記載されている農地は先ほどの荒廃農地調査で今後管理できないということと回答があつた農地ということになります。

これらの農地について非農地判定してよいかどうかということ

でございます。

資料についてですが、これは昨年の農地パトロールでB分類と判断していただいた農地の所有者に対して荒廃農地調査を行い、管理できないと回答のあった方々の農地を1筆ごとに記載したものでございます。

平成30年度調査分につきましては399筆の590,838.07㎡ということになってございますし、この資料の最後の2ページにつきましては、平成29年以前に調査した分の荒廃農地調査票が遅れて届いた方々の分を掲載しているということでございます。

これらを合わせて、平成30年度の非農地の予定ということでございますけれども、全部で441筆、652,435.17㎡ということになっています。

この非農地判定予定農地一覧に載せる前に、相続税や贈与税の納税猶予、それから農業者年金とか中山間などに該当している農地がないかどうかというのは、それぞれの地域の産業経済課のほうで確認をしてもらって、大丈夫というものをこの非農地判定予定農地一覧のほうに載せております。

なお、このリストに載った方々への非農地通知書の送付につきましては、3月中に所有者へ発送する予定でございます。

議 長

以上で「議案第45号」の説明を終わります。

審議願います。

どなたかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第45号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第45号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第46号 平成31年度農作業標準賃金の設定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第46号でございます。

82ページをご覧ください。

議案第46号 平成31年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。

平成31年度農作業標準賃金を別紙のとおり設定することについて議決を求めるものでございます。

83ページをお開き願います。

ここに標準賃金表の案がありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

標準賃金表の作成に当たりましては、2月1日に各地域の受委託農家などから構成する農作業標準賃金審議会での審議、その後2月13日の農政専門委員会の審議を経て、調整したものでございます。

内容につきましては、農政専門委員長の報告にあったとおりですが、まず、人力の部について、人力作業賃金、オペレーター賃金とも平成28年から据え置きとなっておりました。

しかし、最低賃金はこの間3%台の上昇が続いていること、中途採用時賃金も平成30年度は3.2%上昇したこと、また、近隣市とのバランスも考慮して、人力作業賃金については、平成31年度は3%程度の引上げ、金額にして日額200円の引上げとしたところ です。

オペレーター賃金については、据え置きとしています。

議案第46号参考資料をご覧ください。

参考資料に、A3判の資料がございます。

A3判の資料を開いてご覧いただきたいと思 います。

左側に平成30年度の賃金表、右側に平成31年度の賃金表を並べて ございますが、人力の部の表で網かけしている箇所が改定部分 になります。

人力作業について3%引上げることとすると、標準額が1日当 たり6,300円から200円引上げて6,500円、1時間あたりでは790円 から20円引上げて810円、超過1時間あたりでは980円から30円引 上げて1,010円となります。

次に、機械の部についてですが、機械作業の委託料は、試算結 果がほぼ横ばいであること、10月には消費税率の引上げもあるこ とから、据え置きとしたところ です。

ただし、年度途中からの消費税率改定に合わせて、賃金表を消 費税抜きの標準額、消費税8%込みの金額、10%込みの金額を表 示することとしました。

また、新規項目の追加として、籾摺りから一連の作業で色彩選別するまで行う作業の委託料について、調整作業の欄に、籾摺り・米選別・色彩選別の作業を新設しました。

A 3 判参考資料の、平成31年度標準賃金表をご覧いただきまして、機械の部、新設項目の標準額の設定につきましては、籾摺り・米選別の343円と色彩選別のみ333円を足して、676円がありますが、その9割の608円を籾摺りから色彩選別まで一連の委託料として設定いたしました。

あとは、消費税率に応じまして、8%の場合は税込660円、10%の場合は税込670円と設定したところでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第46号」の説明を終わります。

審議願います。

9 番
永島幸一委員

今のA 3判の料金表ですけれども、色彩選別と籾摺りの分が新しく変わったということによろしいですか。

その確認でございました。

以上です。

局 長

A 3判の資料の右側の平成31年度の標準賃金表の案を見ていただきまして、機械の部の左側に作業名とありますけれども、その調整という欄を見ていただいて、この部分が前は籾摺り・米選別ということで343円と真ん中に標準額とありますけれども、それしかありませんでした。

色彩選別につきましても、色彩選別のみ標準額333円でありまして、この項目しかなかったわけですが、この間、審議会や農政専門委員会のご議論の中で、実際の作業として籾摺りから色彩選別まで一連の作業として行っている所があるということで、それについても標準額の設定をというようなご意見があったものですから、ここでただいま申し上げました籾摺りから米選別、そして色彩選別、この両方を足した作業ということで、標準額についてはこれを足した額の9割ということで、これを基本の標準額として設定をしたということでございます。

よろしく願いいたします。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第46号 平成31年度農作業標準賃金の設定について」を 可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
議	長	よって、「議案第46号」を可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。 第6回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 (午後3時31分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員